

2016年11月15日 全18頁

法律・制度 Monthly Review 2016. 10

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行されたこと（1日）、バーゼル銀行監督委員会が最終規則文書「TLAC 保有」を公表したこと（12日）、政府税制調査会で配偶者控除見直しが議論されたこと（25日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○10月の法律・制度レポート一覧	2
○10月の法律・制度に関する主な出来事	2
○11月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
バーゼルⅢへの対応状況（2015年末時点）	6
○レポート要約集	15
○10月の新聞・雑誌記事・TV等	17
○10月のウェブ掲載コンテンツ	18

◇10月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
13日	法律・制度 Monthly Review 2016.9 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	15
19日	TLAC 保有のダブルギアリング規制 ～【BCBS 最終規則】ダブルギアリングにならない 部分のRWは20%か～	鈴木 利光	金融制度	5
20日	2017年度税制改正動向解説シリーズ No. 3 あるべき上場株式等の相続評価に向けて ～金融庁、上場株式等の相続税評価の見直しを要望～	是枝 俊悟	税制	10
	バーゼルⅢへの対応状況（2015年末時点） ～モニタリング結果の公表（第10回）： 内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	14
21日	日証協による アナリストの取材等に関するガイドライン	横山 淳	金融商品 取引法	23

◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。 ◇「商業登記規則」等の一部改正省令が施行。
3日	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）と協力して行ったリサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」を公表。 ◇経済同友会、「未来への希望を拓く税制改革～4つの視点からのアプローチ～」を公表。消費税率10%への引き上げの着実な実施、配偶者控除の廃止、配偶者手当の見直し、株式等譲渡所得・配当所得課税の強化などを提言。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、MiFIDⅡが求める投資家保護のための金融商品のガバナンスに関するガイドラインについてコンサルテーションを開始（2017年1月5日まで）。 ◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、違法行為への対応に重点をおいた会計監査人の強化のための改正基準を公表（適用は2017年12月15日以後開始事業年度の財務諸表監査から）。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成28年度補正予算案が可決される。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、市中協議文書およびディスカッション・ペーパー「自己資本規制上の引当金の取扱い」を公表（コメント期限は2017年1月13日まで）。 ◇財務省及び日本銀行、「金融セクターのサイバーセキュリティに関するG7の基礎的要素の公表について」を公表。
12日	<ul style="list-style-type: none"> ◇バーゼル委、最終規則文書「TLAC 保有」を公表。適用はグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に最小限のTLAC 保有が要求されるのと同様（大部分のG-SIBsでは2019年1月1日）。

12日	<p>◇社会保障審議会医療保険部会、「金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方」などを議論。</p> <p>◇ベルギー王国政府との新租税条約に署名。</p>
13日	<p>◇金融庁、連結財務諸表規則に定める企業会計基準について、国際財務報告基準（IFRS）第2号「株式に基づく報酬」、第15号「顧客との契約から生じる収益」、第16号「リース」、国際会計基準（IAS）第7号「キャッシュ・フロー計算書」、第12号「法人所得税」を指定国際会計基準とし、ASBJによる「修正国際基準の適用」及び「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号『その他の包括利益の会計処理』」を修正国際基準とする旨の案を公表（コメント期限は11月11日まで）。</p> <p>◇日本公認会計士協会（JICPA）、会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」を公表。</p> <p>◇JICPA、非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」の改正（公開草案）を公表（意見提出期限は11月13日まで）。</p> <p>◇ESMA及びIFRS財団、両団体の連携を深めるための改正プロトコルに署名。</p> <p>◇第16回日中韓三カ国会計基準設定主体会議が東京で開催。</p> <p>◇米国証券取引委員会（SEC）、ファンドにより報告される情報の近代化、流動性リスク管理プログラムの要求、スウィングプライシングの容認に関する規則を採択。</p> <p>◇「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行。</p>
14日	<p>◇金融庁、「2017年版EDINETタクソノミ」の案を公表（意見提出期限は11月14日まで）。</p>
17日	<p>◇国税庁、「国別報告事項を自主的に提供した場合の取扱いについて」を公表。</p>
18日	<p>◇国税庁、「『租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」の趣旨説明（情報）を公表（10月13日付）。空き家に係る譲渡所得の3,000万円控除の特例など。</p>
19日	<p>◇日本証券業協会（日証協）、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正案を公表（意見提出期限は11月17日まで）。外国証券の売買に関する受渡期日を、原則として約定日から起算して3営業日目（T+2）とするなどの改正。</p> <p>◇日証協、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正案を公表（意見提出期限は11月17日まで）。小口投資家の定義から、外国上場企業、国、地方公共団体などを除外するなどの改正。</p> <p>◇国税庁、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要」を公表。</p> <p>◇金融安定理事会（FSB）、「銀行部門における主要な特性の評価手法」（実効的な破綻処理関連）などを公表。</p> <p>◇BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）及び証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会、市中協議報告書「OTCデリバティブの主要データ項目（固有取引識別子・固有商品識別子を除く）の調和—第2回—」を公表（コメント期限は11月30日まで）。</p> <p>◇民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の意見募集結果が公示。</p>
20日	<p>◇日本銀行、「ITを活用した金融の高度化の推進に向けたワークショップ報告書」を公表。</p>
21日	<p>◇全国銀行協会、「オープンAPIのあり方に関する検討会」の設置を公表。</p> <p>◇金融庁、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制について、金融庁告示を公表（適用は2016年9月1日以降に行われた取引から）。</p> <p>◇金融庁、平成28事務年度金融行政方針を公表。</p> <p>◇金融庁、NISA制度の効果検証結果を公表。</p>

21日	◇金融庁の金融審議会の市場ワーキング・グループ、「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」の第1回会合を開催。座長は黒沼悦郎・早稲田大学法学大学院教授。
24日	◇米国財務会計基準審議会（FASB）、グループ企業間取引での棚卸資産以外の資産の譲渡に係る法人所得税の会計基準を更新。 ◇内閣官房、「マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能等の提供」の入札公告を掲載。
25日	◇JICPA、法規委員会研究報告第10号「財務情報の保証業務等の契約書の作成について」の改正を公表。 ◇国税庁、「国際戦略トータルプラン—国際課税の取組の現状と今後の方向—」を公表。 ◇政府税制調査会（第5回）が開催され、配偶者控除見直しなどが議論される。
26日	◇金融庁、「金融行政モニター」に寄せられた意見とそれに対する対応について公表。 ◇SEC、州内及び地域内の証券売出しを促進するための最終規則を承認。 ◇SEC、広く使える委任状（universal proxy cards）の使用を求める改正を提案。 ◇FASB、共通支配下にある関連当事者を通じて保有される持分に関する会計基準を更新。
27日	◇総務省、個人番号カード（マイナンバーカード）などによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正案等を公表（意見提出期限は11月28日まで）。 ◇JICPA及び監査業務モニター会議、「平成27年度・監査業務モニター会議提言及び回答について」を公表。 ◇国税庁、「移転価格税制に係る文書化制度（FAQ）」を公表。 ◇FASB、非営利企業の財務諸表報告に関する技術的な修正を提案（コメント期限は11月11日まで）。 ◇英国財務報告評議会（FRC）の金融報告ラボ、投資家に対するビジネスモデル情報の開示の重要性についての報告書を公表。
28日	◇東京証券取引所、「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」を公表し意見募集（募集期限は11月27日まで）。上場会社に開示が義務付けられている本体の短信のサマリー情報について、開示義務を撤廃する内容（決算短信・四半期決算短信の簡素化、2017年3月期等から適用）。 ◇国税庁、パンフレット「源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度」を公表。 ◇日本税理士会連合会、JICPA、日本商工会議所及びASBJ、「中小企業の会計に関する指針」の改正公開草案を公表（意見提出期限は11月28日まで）。
31日	◇JICPAのIT委員会、IT委員会研究資料第8号「情報インテグリティ」を公表。 ◇日本取引所自主規制法人、名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所、「第4回全国上場会社インサイダー取引管理アンケート調査報告書」を公表。

◇11月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦（主夫）・企業年金

2017年 (H29)	1月1日	加入者等の加入が可能となる。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改訂府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮（予定）。
	10月1日	◇NISAの第2期勘定設定期間（平成30年～35年）における口座開設申込手続が開始。この日までに既存NISA口座でマイナンバーを告知している場合、自動で第2期の申込みが行われる。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	1月1日	◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ（予定）。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日（予定）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ（予定）。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入（予定）。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）（予定）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ（予定）。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ（予定）。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる（予定）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ（予定）。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始（予定）。

※原則として、10月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。但し、関連法案が現国会で審議中であるものは太字で記載。

◇今月のトピック

バーゼルⅢへの対応状況（2015 年末時点）

～モニタリング結果の公表（第 10 回）：内部留保の積立でクリア可能か

2016 年 10 月 20 日 鈴木 利光

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20161020_011329.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 モニタリング対象（規模及び法域別）

法域	グループ1					グループ2				
	計	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	LCRの情報を提供	NSFRの情報を提供	計	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	LCRの情報を提供	NSFRの情報を提供
アルゼンチン	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2
オーストラリア	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1
ベルギー	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2
ブラジル	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
カナダ	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2
中国	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0
フランス	5	5	5	5	5	2	2	2	2	2
ドイツ	8	8	8	0	8	41	41	38	0	35
香港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インド	4	4	4	4	3	6	6	6	6	6
インドネシア	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2
イタリア	2	2	2	2	2	14	14	13	13	13
日本	14	14	14	14	14	4	4	4	4	4
韓国	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
メキシコ	0	0	0	0	0	7	7	7	7	7
オランダ	3	3	3	3	3	10	6	9	8	9
ロシア	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
サウジアラビア	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0
シンガポール	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0
南アフリカ	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
スペイン	2	2	2	2	2	6	6	6	6	6
スウェーデン	4	4	4	4	4	4	3	1	1	3
スイス	2	2	2	2	2	8	8	4	4	4
トルコ	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0
英国	5	5	5	4	4	10	10	4	4	4
米国	13	13	13	12	13	0	0	0	0	0
計	100	100	100	90	98	128	123	109	70	108
(うちG-SIBs)	(30)									

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.1 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 パーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファ	最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ
CET 1比率	4.5%	7.0%	8.0% ~ 9.5%
Tier 1比率	6.0%	8.5%	9.5% ~ 11.0%
総自己資本比率	8.0%	10.5%	11.5% ~ 13.0%

(出所)「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table 2 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 資本水準 (平均)

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率			
2011年6月	7.1%	7.4%	8.6%	6.7%	7.0%	8.3%	7.5%	7.9%	9.8%
2011年12月	7.7%	7.9%	9.2%	7.3%	7.6%	8.9%	7.6%	8.0%	9.9%
2012年6月	8.5%	8.7%	9.9%	8.2%	8.5%	9.7%	8.1%	8.8%	10.4%
2012年12月	9.2%	9.4%	10.6%	8.9%	9.2%	10.4%	8.1%	8.7%	10.1%
2013年6月	9.5%	9.7%	11.1%	9.3%	9.5%	11.0%	8.2%	8.8%	10.3%
2013年12月	10.2%	10.5%	11.9%	10.0%	10.4%	11.8%	9.4%	10.1%	11.8%
2014年6月	10.8%	11.2%	12.6%	10.6%	11.1%	12.4%	10.8%	11.1%	12.8%
2014年12月	11.1%	11.7%	13.3%	11.0%	11.7%	13.2%	11.2%	11.5%	13.0%
2015年6月	11.4%	12.2%	13.9%	11.3%	12.2%	13.9%	12.0%	12.4%	13.8%
2015年12月	11.8%	12.6% (※1)	14.4%	11.7%	12.7%	14.5%	13.1% (※2)	13.5% (※3)	15.0% (※4)

(注) 図表 3 では、原則として、Table A. 5 の数値を採用している。もっとも、2015 年 12 月の数値は、Table 2 と Table A. 5 との間に相違がある。これは、Table 2 はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）の資本水準の平均であるのに対し、Table A. 5 は 2011 年 6 月から 2015 年 12 月までの間継続的にモニタリング情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ 1 が 91 行、そのうち G-SIBs が 30 行、グループ 2 が 67 行）の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2015 年 12 月の資本水準（平均）に限り、Table 2 の数値を採用している。

(※1) Table A. 5 では「12.7%」。

(※2) Table A. 5 では「12.2%」。

(※3) Table A. 5 では「12.6%」。

(※4) Table A. 5 では「14.1%」。

(出所)「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table 2 及び Table A. 5 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 規制資本の内訳

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1	その他Tier 1	Tier 2
	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	CET 1	その他Tier 1	Tier 2			
2011年6月	82.4%	3.2%	14.5%	80.7%	4.0%	15.3%	76.7%	4.1%	19.2%
2011年12月	83.5%	2.8%	13.7%	82.3%	3.3%	14.4%	76.5%	4.7%	18.9%
2012年6月	85.8%	2.4%	11.8%	84.7%	2.9%	12.4%	78.7%	6.6%	14.6%
2012年12月	86.2%	2.1%	11.7%	85.5%	2.3%	12.1%	80.7%	5.3%	14.0%
2013年6月	85.6%	2.1%	12.4%	84.6%	2.2%	13.1%	79.1%	5.8%	15.1%
2013年12月	85.6%	2.4%	12.0%	85.3%	2.7%	11.9%	80.1%	5.3%	14.6%
2014年6月	85.2%	3.6%	11.2%	85.5%	4.1%	10.4%	84.0%	2.3%	13.7%
2014年12月	83.6%	4.6%	11.8%	82.9%	5.4%	11.7%	86.3%	2.6%	11.0%
2015年6月	82.5%	5.4%	12.1%	81.5%	6.3%	12.2%	86.8%	2.9%	10.3%
2015年12月	81.6%	6.1%	12.3%	80.4%	7.1%	12.5%	86.4%	2.8%	10.8%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.11 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 CET 1 の基礎項目の内訳

CET 1の基礎項目	グループ1							
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月
払込資本	46.7%	45.7%	44.1%	43.3%	41.6%	39.8%	38.6%	36.9%
内部留保	50.3%	50.4%	52.6%	53.9%	54.4%	54.4%	55.0%	56.0%
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	2.3%	1.9%	3.2%	5.4%	5.9%	5.9%
CET 1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
CET 1の基礎項目	グループ2							
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月
払込資本	42.2%	42.9%	44.1%	45.5%	40.7%	50.5%	46.2%	45.9%
内部留保	51.0%	49.4%	47.4%	45.4%	44.8%	35.6%	38.3%	36.3%
その他の包括利益累計額	5.2%	5.1%	6.3%	6.5%	11.9%	10.2%	11.5%	14.0%
CET 1に係る調整後少数株主持分	1.7%	2.5%	2.2%	2.6%	2.6%	3.8%	4.0%	3.9%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 資本不足額（自己資本比率規制）

（単位）10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ (+G-SIBsサーチャージ)			最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.2	222.6	31.7	52.6	87.9	425.9	163.2	158.8
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.2	231.5	7.6	22.6	86.2	343.9	173.6	162.5
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	223.7	0.1	11.2	50.4	175.2	159.3	151.7
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.8	170.9	0.0	5.9	36.1	97.5	128.3	112.0
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.3	0.0	1.8	13.0	41.8	84.8	95.1
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	62.5
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.8	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.6
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	39.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	29.6
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6
2015年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
	グループ2											
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.5	2.1	5.7	5.7						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						
2015年6月	0.0	0.0	0.3	0.2	2.9	5.6						
2015年12月	0.0	0.0	0.2	0.2	1.5	4.7						

（注）「Tier 1 比率」に対する資本不足額とは、「CET 1 比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、その他 Tier 1 若しくはより高品質の規制資本（CET 1）の額をいう。同様に、「総自己資本比率」に対する資本不足額とは、「Tier 1 比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、Tier 2 若しくはより高品質の規制資本（CET 1 又はその他 Tier 1）の額をいう。

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 2、Table A.6、Table A.7 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 CET 1 の調整項目の控除分の内訳

(サンプル数)	グループ1									
	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)	(90)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月
のれん	-15.3%	-14.0%	-13.3%	-12.3%	-12.0%	-11.2%	-10.7%	-10.3%	-10.0%	-9.5%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.7%	-3.5%	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.7%	-2.6%	-2.5%	-2.4%	-2.3%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-3.3%	-2.8%	-2.5%	-2.6%	-2.7%	-2.4%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.8%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-3.0%	-1.9%	-1.8%	-2.4%	-2.4%	-1.4%	-1.3%	-0.9%	-0.7%	-0.6%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.8%	-1.6%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-2.1%	-1.6%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%
その他 (※5)	-3.1%	-3.7%	-3.3%	-2.8%	-2.1%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%
計	-32.1%	-29.2%	-26.7%	-25.6%	-23.9%	-20.1%	-18.8%	-18.2%	-17.3%	-16.7%
(サンプル数)	グループ2									
	(68)	(68)	(68)	(68)	(68)	(68)	(68)	(68)	(68)	(68)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月
のれん	-14.3%	-8.9%	-8.1%	-7.4%	-7.3%	-5.8%	-5.0%	-4.1%	-3.9%	-3.8%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.5%	-3.3%	-3.0%	-3.0%	-2.9%	-3.0%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.8%	-1.0%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.8%	-0.9%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-4.5%	-4.7%	-4.6%	-5.0%	-5.2%	-4.4%	-3.1%	-3.5%	-3.3%	-3.3%
一時差異に基づく繰延税金資産	-4.0%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-1.6%	-0.4%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.1%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-2.0%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.3%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.2%
その他 (※5)	-4.3%	-4.2%	-4.2%	-4.1%	-4.6%	-4.9%	-1.9%	-2.1%	-1.7%	-2.0%
計	-32.9%	-25.0%	-23.6%	-23.4%	-23.8%	-20.0%	-14.0%	-14.7%	-13.2%	-13.3%

(注) 表中のパーセンテージは、調整項目の控除前の CET 1 に対する減少分。

(※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第 36 項参照)のうち、住宅ローンに係るものをいう。

(※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行(金融機関)、証券会社および保険会社をいう。

(※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式(資本かさ上げ目的の持合)の全額、少数出資金融機関(議決権割合が 10%以下の他の金融機関等)および議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行(金融機関)の CET 1 の 10%を超える部分に相当する額をいう。

(※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の 3 項目をいう。

(※5) 「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額(内部格付手法採用行)、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用(退職給付に係る資産)、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他 Tier1 資本不足額が含まれる。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 12、Table A. 13 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表8 レバレッジ比率（平均）

	グループ1		グループ2
	全体	G-SIBs	
2011年6月	3.4%	3.3%	3.7%
2011年12月	3.5%	3.4%	3.7%
2012年6月	3.7%	3.6%	3.9%
2012年12月	3.7%	3.6%	3.8%
2013年6月	4.0%	3.8%	4.0%
2013年12月	4.4%	4.3%	4.6%
2014年6月	4.7%	4.6%	5.1%
2014年12月	5.0%	5.0%	5.1%
2015年6月	5.2%	5.2%	5.4%
2015年12月	5.6% (※)	5.6%	5.6% (※)

(注) 図表8では、原則として、Table A. 15の数値を採用している。もっとも、グループ1全体とグループ2の2015年12月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文とTable A. 15との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A. 15は2011年6月から2015年12月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ1が90、そのうちG-SIBsが30、グループ2が68）のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2015年12月のレバレッジ比率（平均）に限り、本文の数値を採用している。

(※) Table A. 15ではいずれも「5.5%」。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及びTable A. 15より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表9 Tier 1 資本、リスク・アセット、エクスポージャー額、会計上の総資産の推移

2011年6月=100

	グループ1							
	全体				G-SIBs			
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2011年12月	105.2	98.5	102.8	102.9	104.4	97.0	102.9	102.8
2012年6月	113.9	96.9	106.3	106.7	113.7	94.7	106.2	106.3
2012年12月	119.8	95.1	110.8	105.8	119.3	91.7	110.9	104.8
2013年6月	125.7	96.5	108.7	106.7	124.8	92.8	99.9	105.2
2013年12月	135.0	96.0	104.9	105.2	134.6	91.9	104.4	102.8
2014年6月	145.2	96.2	107.5	109.3	144.6	92.4	106.2	106.3
2014年12月	153.6	97.6	107.0	111.5	154.1	93.5	105.2	108.7
2015年6月	163.6	99.8	109.6	114.1	163.9	95.0	106.8	110.4
2015年12月	170.7	100.6	108.0	112.9	170.5	94.9	103.9	108.0
	グループ2							
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産				
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0				
2011年12月	102.2	101.7	103.0	102.9				
2012年6月	109.7	99.8	105.2	104.3				
2012年12月	107.9	100.2	106.6	104.3				
2013年6月	109.7	100.1	102.4	105.4				
2013年12月	124.4	98.0	99.7	102.9				
2014年6月	140.0	98.0	101.2	104.5				
2014年12月	139.7	96.2	100.6	105.0				
2015年6月	152.4	97.5	103.0	106.6				
2015年12月	155.7	97.8	103.0	106.1				

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 16 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表10 レバレッジ比率と Tier 1 比率 (8.5% + G-SIBs サーチャージ) の関係

		Tier 1比率8.5% (+G-SIBs サーチャージ) をクリアしていない?		計	Tier 1比率8.5% (+G-SIBs サーチャージ) をクリアした後の合計
		Yes (※)	No (※)		
レバレッジ比率3%を クリアしていない?	Yes (※)	0.5%	1.0%	1.5%	1.5%
	No (※)	5.0%	93.5%	98.5%	98.5%
	計	5.5%	94.5%	100.0%	100.0%

(※) 該当する銀行 (金融機関) の割合

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 4 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11 資本不足額（自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制）

（単位）10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	自己資本比率規制上の資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額					
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ (+G-SIBsサーチャージ)			最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.2	222.6	31.7	52.6	87.9	425.9	163.2	158.8
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.2	231.5	7.6	22.6	86.2	343.9	173.6	162.5
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	223.7	0.1	11.2	50.4	175.2	159.3	151.7
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.8	170.9	0.0	5.9	36.1	97.5	128.3	112.0
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.3	0.0	1.8	13.0	41.8	84.8	95.1
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	62.5
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.8	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.6
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	39.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	29.6
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6
2015年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額					
2013年12月	0.1	39.5	3.0	15.1	72.8	90.9	0.0	31.8	0.0	11.8	61.8	62.7
2014年6月	0.0	7.0	0.0	3.9	21.7	78.3	0.0	4.7	0.0	3.9	15.0	64.4
2014年12月	0.0	3.1	0.0	0.0	8.1	40.6	0.0	2.7	0.0	0.0	5.0	30.4
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4
2015年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
	グループ2											
	自己資本比率規制上の資本不足額											
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.5	2.1	5.7	5.7						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						
2015年6月	0.0	0.0	0.3	0.2	2.9	5.6						
2015年12月	0.0	0.0	0.2	0.2	1.5	4.7						
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額											
2013年12月	2.0	7.5	3.9	9.4	12.9	8.0						
2014年6月	0.1	3.4	3.1	1.8	8.6	5.4						
2014年12月	0.0	4.3	1.8	1.5	8.4	5.5						
2015年6月	0.0	4.3	0.3	0.2	7.2	5.6						
2015年12月	0.0	1.5	0.2	0.2	3.0	4.7						

（注）「総自己資本比率」に対する資本不足額とは、「Tier 1 比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、Tier 2 若しくはより高品質の規制資本（CET 1 又はその他 Tier 1）の額をいう。

（出所）「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table 2、Table A.6、Table A.7 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12 LCR (平均)

	グループ1		グループ2	
	(サンプル数)		(サンプル数)	
2011年6月	(103)	90%	(101)	83%
2011年12月	(102)	91%	(107)	98%
2012年6月				
2012年12月	(101)	119%	(121)	126%
2013年6月	(102)	114%	(124)	132%
2013年12月	(101)	119%	(115)	132%
2014年6月	(94)	121.3%	(116)	140.1%
2014年12月	(95)	125.3%	(105)	144.3%
2015年6月	(92)	123.6%	(68)	140.1%
2015年12月	(90)	125.2%	(70)	148.1%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 13 NSFR (平均)

	グループ1		グループ2	
	(サンプル数)		(サンプル数)	
2011年6月	(103)	94%	(102)	94%
2011年12月	(102)	98%	(107)	95%
2012年6月	(101)	99%	(108)	100%
2012年12月	(101)	100%	(121)	99%
2013年6月				
2013年12月	(101)	111%	(107)	112%
2014年6月	(94)	110%	(118)	114%
2014年12月	(97)	111.2%	(104)	113.8%
2015年6月	(100)	111.9%	(102)	114.0%
2015年12月	(98)	113.7%	(108)	115.9%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【13日】

法律・制度 Monthly Review 2016.9

～法律・制度の新しい動き～

9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

9月は、平成29年度税制改正に向けた議論が開始したこと（9日、15日、20日、21日、28日）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」が公表されたこと（13日）、金融庁の金融レポートが公表されたこと（15日）、日本証券業協会がアナリストガイドラインを制定したこと（20日）、第192回臨時国会が召集され税制抜本改革法の一部改正法案等が提出されたこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20161013_011318.html

【19日】

TLAC 保有のダブルギアリング規制

～【BCBS 最終規則】ダブルギアリングにならない部分のRWは20%か～

2016年10月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終規則文書「TLAC 保有」（TLAC 保有最終規則文書）を公表している。

“TLAC”とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。TLACについては、2015年11月に、金融安定理事会（FSB）が、タームシートを含む最終的な基準（TLAC タームシート）を公表している。

TLAC 保有最終規則文書の目的は、TLAC タームシートが規定する「TLAC 保有のダブルギアリング規制」の明確化である。TLAC 保有最終規則文書は、このダブルギアリング規制を、バーゼル規制資本への出資にとどまらず、TLAC 保有にまで拡張している。

TLAC 保有最終規則文書の適用対象は、バーゼル規制と同様に、「国際統一基準行」である。また、TLAC 保有最終規則文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、バーゼル規制資本に該当しない TLAC への出資のみを指す。

TLAC 保有最終規則文書は、議決権10%以下保有先が発行する TLAC の保有について、自己の普通株式等 Tier 1（CET 1）の5%以内であれば、ダブルギアリング規制の対象としていない。

CET 1 の5%超相当分の TLAC 保有があった場合、その分は、続いて、バーゼルⅢで導入された、「CET 1 の10%」という閾値（スレッショルド）を超えるか否かの算出にカウントされる。すなわち、CET 1 の5%超相当分の TLAC 保有を、バーゼル規制資本（CET 1、その他 Tier 1（AT1）、Tier 2）の保有と合わせて、CET 1 の10%超相当分があった場合、その分を、対応するバーゼル規制資本から控除する（コレスポンディング・アプローチ）。この場合、TLAC 保有の分は、Tier 2 から控除する。

なお、議決権10%以下保有先が発行する TLAC の保有のうち、ダブルギアリング規制の対象とならない部分のリスク・ウェイトは変更されていない。

TLAC 保有最終規則文書は、TLAC タームシートと同様に、2019年1月から適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20161019_011324.html

【20日】

2017年度税制改正動向解説シリーズ No. 3

あるべき上場株式等の相続評価に向けて

～金融庁、上場株式等の相続税評価の見直しを要望～

2016年8月31日に、金融庁は「平成29年度税制改正要望項目」を公表した。金融庁は、上場株式等の相続税の扱いについて3点の要望を行っており、本稿ではこれらについて解説・分析する。

金融庁の1点目の要望は、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮した評価額とすることであり、3点の要望のうち他の資産との評価の平仄を整える観点から最も重要な施策と考えられる。具体的には、プロテクティブ・プットを行うこととした場合のオプション料相当額を控除した評価額とすることが想定される。納税者にとって簡素で分かりやすい制度にする観点からは、平時においてはオプション料相当額を例えば10%などと固定し、危機発生時には別途定めることとするのが望ましいだろう。

金融庁の2点目の要望は、相続時から納付期限までの間に株価が著しく下落した場合の評価の特例を設けることである。金融庁は「著しく下落した」の基準を明示してはいないが、法人税における「減損」の基準や相続税の最高税率を勘案すると、50%程度以上の下落が生じている場合、何らかの評価額の救済措置が設けられることが望ましい。

金融庁の3点目の要望は、上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うことである。納税者にとっては、上場株式等と不動産のどちらを物納にあてるか選択の自由度が増すこととなる一方、国としても物納財産を速やかに換金し税収にあてることができ、双方にとってメリットのある改正となることが考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161020_011328.html

バーゼルⅢへの対応状況（2015年末時点）

～モニタリング結果の公表（第10回）：内部留保の積立でクリア可能か～

2016年9月13日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で228である。

最低所要水準と資本保全バッファの合計に対する資本不足額は、グループ1（Tier 1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関）全体で88億ユーロ、うちG-SIBs30行だけで17億ユーロ、グループ2（その他すべての銀行（金融機関））で64億ユーロと、決して少ないとは言えない水準である。

ただし、その推移を見ると、前回に比して、グループ1全体で約45%の減少、うちG-SIBs30行で約85%、グループ2で約26%の減少となっていることから、このままのペースで行けば2019年の完全実施までには資本不足額はゼロに達することが期待される。

また、資本不足額を解消する方法としては、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までにその大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）の双方において、規制資本の8割超を占めているCET1の相当程度（グループ1においては56.0%、グループ2においては36.3%）を内部留保が占めているためである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20161020_011329.html

【21日】

日証協によるアナリストの取材等に関するガイドライン

2016年9月20日、日本証券業協会は、「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」を制定した。

これは、昨今のいわゆる早耳情報と呼ばれるプラクティスや、金融商品取引業者の処分事例などを受けて、アナリストによる発行会社への取材や、アナリスト・レポート以外の手段による情報伝達のあり方などについての考え方をガイドラインの形でとりまとめたものである。

具体的には、①未公表の決算期の業績に関する情報の取材等は例外を除き行わない（発行体への取材等）、②未公表の決算期の業績に関する情報を取得してしまった場合、調査部門の審査担当者又は管理部門に報告する（情報の管理）、③取得した未公表の決算期の業績に関する情報は、特定の投資者等に選択的に伝達しない（アナリスト・レポート以外の方法による伝達）などが盛り込まれている。

※本稿は、2016年8月23日付レポート「日証協によるアナリストの取材等に関するガイドライン案」を、最終的なガイドラインに基づき書き改めたものである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20161021_011341.html

◇10月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
東京新聞 (10月1日付朝刊7面)	家計の実質可処分所得の推移について 試算掲載	是枝 俊悟
東洋経済オンライン (10月2日付配信記事)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (10月5日付朝刊21面)	配偶者控除見直し・夫婦控除創設について コメント	是枝 俊悟
朝日新聞 (10月5日付朝刊7面)	配偶者控除見直し・夫婦控除創設について コメント	是枝 俊悟
THE PAGE (10月5日付配信記事)	証券投資とマイナンバーについてコメント	是枝 俊悟
BS ジャパン「日経プラス10」 (10月5日放送)	配偶者控除見直しについて解説	是枝 俊悟
読売新聞 (10月6日付朝刊3面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
毎日新聞 (10月7日付朝刊2面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
BS ジャパン 「日経FTサタデー9」 (10月8日放送)	個人型DCについて解説	是枝 俊悟

日経ヴェリタス (10月9日付55面)	個人型DC(iDeCo)の制度・税制について コメント	是枝 俊悟
TOKYO FM「サードプレイス 町田徹の月刊経済 ジャーナル 10月号」 (10月16日放送)	「配偶者控除改正で家計と働き方は どう変わる？」のレポートを紹介	是枝 俊悟
日本経済新聞 (10月22日付朝刊29面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
毎日新聞 (10月22日付朝刊11面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
日経MJ (10月28日付1面)	家計の実質可処分所得の推移について 試算掲載	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (10月30日付1面)	バーゼルⅢの見直しの議論における 政策保有株の取扱いについてコメント	鈴木 利光
ダイヤモンド・ザイ (12月号)	夫婦控除創設案についてコメント	是枝 俊悟
税務広報 (12月号)	対象年収を103万円から拡大？ 夫婦控除に改組？配偶者控除の見直しによ る企業への影響を読み解く	是枝 俊悟
Financial Adviser (11月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol. 20— 金融庁の平成29年度税制改正要望 ～積立NISAの創設、上場株式等の相続税評 価の見直しなど	小林 章子

◇10月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
10月4日 掲載	コラム：フェア・ディスクロージャー・ルールとアナリスト 取材等ガイドライン http://www.dir.co.jp/library/column/20161004_011293.html	横山 淳
10月13日 収録	大和スペシャリストレポート：夫婦控除？ 上限引き上げ？ 配偶者控除見直しで家計と働き方はどう変わるか http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/20698-102/	是枝 俊悟
10月18日 掲載	コラム：配偶者の相続分はもっと増やすべき？ http://www.dir.co.jp/library/column/20161018_011320.html	小林 章子
10月24日 掲載	コラム：年収200万円まで拡大すると配偶者控除の意味合い は大きく変わる http://www.dir.co.jp/library/column/20161024_011326.html	是枝 俊悟